

## 日英金融規制フォーラム共同声明(2026年)

### 概要

日本と英国は、2026年3月18日、東京で第4回金融規制フォーラムを開催した。経済、財政、金融規制に関する幅広い論点にまたがる深く有意義な意見交換を行うため、第7回財務対話との合同セッションも開催された。合同セッションでは、「マクロ経済/財政状況」、「デジタル金融」及び「サステナブル・気候ファイナンス」の3つのテーマが議論され、その後、金融規制フォーラムとして独自に、「資産運用その他政策動向」、「AI、サイバー、オペレーショナル・レジリエンス」、「国際的な銀行規制とノンバンク金融仲介(NBFI)」、「金融分野における女性活躍」に関するセッションが行われた。

日本側は、金融庁の飯塚正明総合政策局参事官が代表を務めた。英国側は、財務省はローハン・リー国際金融サービス課長が、イングランド銀行(BoE)はマイケル・ハケット氏が、金融行為規制機構(FCA)はロブ・ワード氏が代表を務めた。

### デジタル金融

デジタル金融分野において、参加者は、暗号資産、ステーブルコイン及び中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する進展について情報を共有した。英国は、暗号資産に係る金融サービス規制制度の構築に向けた最近の法整備、ホールセール金融市場デジタル戦略、デジタル・ポンド・プロジェクト、小売決済インフラ更新に関する取組み、及びシステミック・ステーブルコイン規制に関する BoE のアプローチの進展について報告した。日本は、暗号資産に関する規制枠組みの見直しの進捗及びステーブルコインの現在の流通状況について説明した。また、参加者は、クロスボーダー決済に残存する摩擦への対処や、健全でグローバルなデジタル資産市場の形成を支える監督・認可に係る情報共有及び協力において、国際協調並びに金融安定理事会(FSB)及び証券監督者国際機構(IOSCO)の役割の重要性を確認した。両国はさらに、オープンで効率的かつ強靱なクロスボーダー決済を支えるために、デジタル金融をどのように活用し得るかについて意見交換を行った。

### サステナブル・気候ファイナンス

サステナブル・気候ファイナンスの分野において、日英両国は、トランジション・ファイ

ナンスに関する最近の進展に加え、開示、保証及びラベリングに係る規制枠組みの進展について情報共有した。金融庁は、トランジション・ファイナンス及びサステナビリティ関連財務情報の開示・保証に係るロードマップに関する進捗状況について概説した。金融庁は、ISSB 基準と機能的に整合する SSBJ(サステナビリティ基準委員会)基準に基づく開示及び第三者保証を、上場企業に対して段階的に義務化する予定である。また金融庁は、主要なガイダンスやセクター別ツールを通じ、トランジション・ファイナンスの信頼性及び透明性を強化する日本の取組みを含め、トランジション・ファイナンスに係る最近の進捗を報告した。英国は、FCA による市中協議を含む、英国サステナビリティ報告基準(UK SRS)最終化に関する進捗状況、ESG 格付機関に関する制度の導入、サステナビリティ開示要件(SDR)の着実な実施、気候関連リスク管理に係る監督上の期待に係る進捗、及びトランジション・ファイナンスの拡大を支援するために進行中の取組みについて報告した。参加者は、国際的なサステナビリティ報告基準の相互運用性を増すために、日英両国がどのように協調できるかについて議論した。両国はまた、二国間協力を深化させること、及び多国間フォーラムにおける関与を調整することの意義を認識した。

## **資産運用及びその他政策動向**

日英両国は、資産運用及びリテール投資に係る最近の改革の進捗について情報を交換し、効率的な資本配分を支援し日英両国の金融センターの競争力を強化する点で、当該セクターが果たす重要性を認識した。金融庁は、日本の資産運用セクターの強化に向けた取組み、コーポレートガバナンス改革の進捗、並びに 2026 年夏までに策定を目指す新たな金融戦略に係る進捗状況について報告した。英国は、「金融サービス成長・競争力戦略」の実施状況を共有するとともに、成長に関する第2の目的の下で規制当局が進めている取組みを紹介した。参加者は、日英の資産運用セクターにおけるクロスボーダー・ビジネスの機会についても意見交換を行い、日英間の市場参入を促進するための協力を続けていくことを確認した。

## **AI、サイバー、オペレーショナル・レジリエンス**

両者は、AI に関連する金融業界の動向及びイノベーション促進のためのアプローチについて議論した。英国は、昨年立ち上げられた BoE と FCA の共同 AI コンソーシアムの活動状況を報告し、日本は、金融庁の AI ディスカッション・ペーパー及び AI 官民フォーラムの進展について共有した。英国はまた、企業が安全かつ管理された環境で

AI の試験ができる「AI ライブ・テストング」を含む、FCA の AI ラボを紹介した。参加者はさらに、サイバー及びオペレーショナルリスクを巡る情勢についても意見交換した。日本は、金融セクター向けのサイバーセキュリティ政策枠組みの最新状況を説明し、英国は、金融セクター及びより広く経済に影響するサイバー及びオペレーショナル・レジリエンスに関する取組みについて見解を共有した。加えて、両国は、重要なサードパーティ・サービス提供者に関連するリスクについても議論した。英国は、重要なサードパーティ枠組みの実施に関する進捗を説明し、日本は、サードパーティリスクの管理及び金融安定の確保に向けたアプローチについて説明した。

### 国際的な銀行規制とノンバンク金融仲介 (NBFI)

参加者は、自国の銀行システム及び銀行規制における進展の概要を共有した。日本は、バーゼルⅢ枠組みを実施して以降の日本の経験について説明し、英国は、自国において同枠組みの実施に向けた法制化を完了し、関連ルールを公表したことを報告した。両国は、銀行に対する強固な健全性基準の重要性を再確認するとともに、バーゼルⅢ枠組みの完全、適時、かつ一貫した実施の重要性について議論した。参加者はまた、危機管理及び銀行破綻処理枠組みについても議論し、強固な協調メカニズムの重要性を再確認した。ノンバンク金融仲介 (NBFI) については、FSB における作業及びその実施を含む、両国の最近の政策動向及び進行中の国際的な取組みについて意見交換した。参加者は、NBFI セクターにおける潜在的なシステムリスクを監視しこれに対処するための措置、国際的議論の前進、並びに二国間及び多国間での継続的な関与についての重要性を強調した。

### 金融分野における女性活躍

英国は、「金融分野における女性活躍憲章」の進捗状況に加え、金融サービス業界全体でジェンダーバランスを推進するための取組みについて報告した。日本は、金融機関におけるジェンダーバランスの向上を目的とした現在の政策及び施策を説明し、特に、業界横断的に進められている男女間賃金格差の是正に向けた取組みを紹介した。参加者は、管理職層におけるジェンダーバランスを改善するためのアプローチについて意見交換を行った。

### 結び

参加者は、開かれた、革新的で強靱な金融システムを支えるため、日英間の緊密な協力を継続するというコミットメントを再確認した。また、次回の金融規制フォーラムがロンドンで開催されることに期待を表明した。